

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋臨海高速鉄道株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市港区十一屋一丁目46番地
工場等の名称	名古屋臨海高速鉄道株式会社
工場等の所在地	名古屋市港区十一屋一丁目46番地
業種	運輸業、郵便業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	鉄道輸送
計画期間	平成29年4月1日 ~ 平成32年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

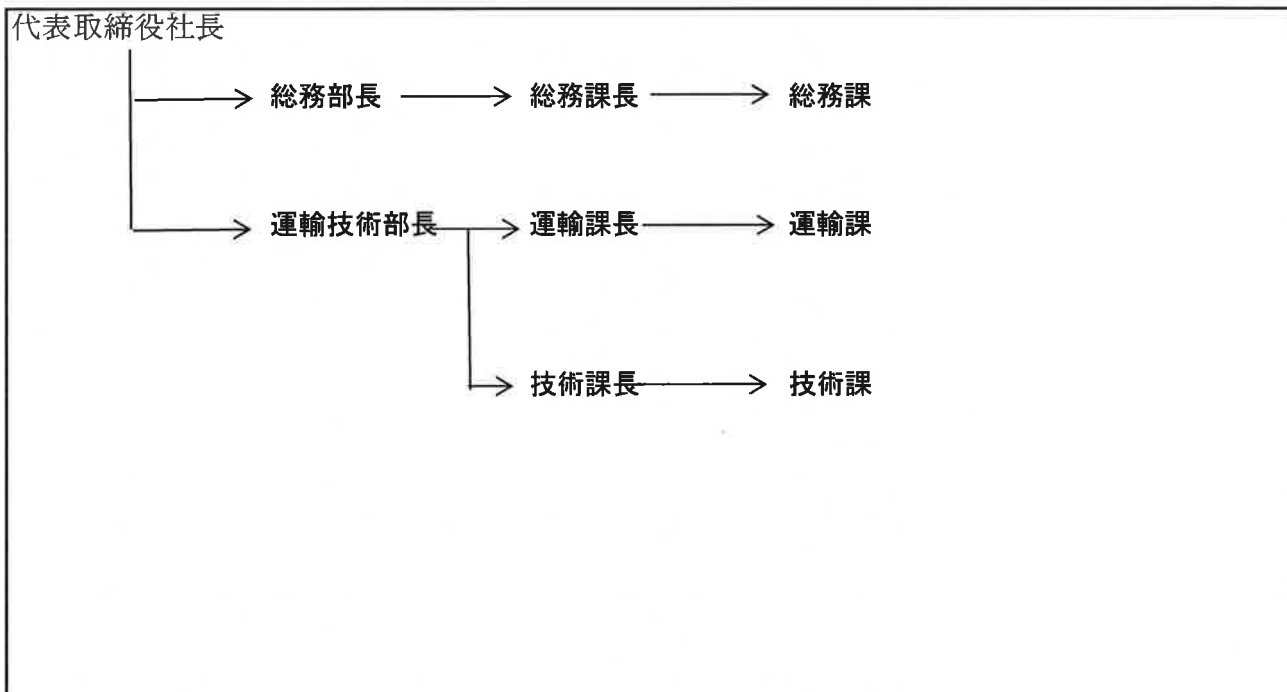
公表期間	平成29年7月31日 ~ 平成32年3月31日		
公表方法	<input type="radio"/>	掲示 閲覧	(場所) 名古屋臨海高速鉄道株式会社 本社
	<input type="radio"/>	ホーム ページ	(HPアドレス) http://www.aonamiline.co.jp/cgi/topics.asp
	<input type="checkbox"/>	冊子	(冊子名・ 入手方法)
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	総務課 TEL052-383-0954		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

1. 当社の事業活動に関わる環境関連の法規・規則・協定等を遵守し、環境安全に努めます。
2. 省エネルギー、省資源、リサイクル、廃棄物の削減等への取り組みを通じ、環境への負荷削減に努めます。
3. 当社の事業活動に関わる環境への影響を常に認識し、環境保全活動の継続的改善を図ります。

(2) 地球温暖化対策の推進体制



指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（平成 28 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4,368	t-CO ₂
① （温 を 二 室 除 く ① 化 果 炭 素 換 算 ）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		4,368

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 平成 28 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		平成 31 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂	

項 目	基準年度 平成 28 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		平成 31 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排 出 量	0.1208	t-CO ₂ / 人/単価	0.1208	t-CO ₂ / 人/単価	0.0

(2) 目標設定の考え方

総排出量については、27年度と28年度を比較すると約4%増加しており、この傾向が続くと31年度には4,913 t-CO₂になると思われる。また、輸送人員については、あおなみ線経営戦略計画（平成29年度～31年度）にて31年度の日あたりの乗車人員は37,850人/日になるとの見通しである。これらを基に算出すると、原単位あたりの排出量は0.1298t-CO₂/人/日となり、基準年度比7%の増加となるが、この増加率を0%に抑える事を目標として設定した。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源 行動の実践 (照明機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退社時、終車後又は作業終了後、作業場等の消灯を徹底 ・ 蛍光灯を新設・更新する場合はLED照明等の採用を検討 ・ 不要な照明の取り外しを実施。 ・ 本社及び他事業場において、昼休み消灯を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回、不要な照明の取り外し箇所の確認、更新を行う。
省エネルギー・省資源 行動の実践 (冷暖房器具)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業場等の冷暖房器具の設定温度の管理徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 機器類保護等の業務に支障がない範囲で、冷暖房温度の適正化を図る。
省エネルギー・省資源 行動の実践 (OA機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OA機器の節電モードを利用 ・ 退社時、作業終了後、作業場等の使用しないOA機器及び終車後に使用しない駅務機器については、電源OFFを徹底。 ・ インバータ装置及び整流器の夜間電源OFFによる、待機電力抑制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取り組みを継続する。
省エネルギー・省資源 行動の実践 (照明機器・冷暖房器具・OA機器)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社において毎週水曜日にノー残業デーを設定 	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼時にノー残業デーを周知し、業務に支障のない範囲で終業時間後の退社を促す。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

事業系廃棄物の排出抑制につとめる。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--